

令和7年度交通事業者燃料価格高騰等対策支援事業(2月補正予算)

燃料価格高騰等に直面している県内交通事業者に対し、燃料等価格の高騰分を支援することにより、県内公共交通の安定的な運行体制の確保を図る。

○燃料価格高騰等への支援（追加支援） （三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金）

【概要】

追加支援の対象

＜燃料等価格高騰＞

動力使用量に係る燃料等価格の高騰分（参考①参照）を支援

【対象事業者】

- ・ 県内地域鉄道運行事業者
- ・ 県内乗合バス運行事業者
- ・ 県内航路事業者

なお、同補助金内にある＜デジタル化等＞、＜安定的な運行＞については追加支援の対象外（参考②参照）となります。

【補助額】

＜燃料等価格高騰＞（県単独補助）

令和7年4月から令和7年12月分

（軽油は令和7年4月から令和7年11月分）までの

動力使用量（軽油・重油・電気）に係る高騰分の1/2を補助

※高騰分単価は以下のとおり

軽油12.15円/L、重油15.44円/L、電気1.84円/kwh

上記単価により追加支援します。

【申請期限】

令和8年5月29日（金）17時

参考①

燃料等価格高騰における高騰分単価については、全庁的に統一されており、国のエネルギーコストの負担軽減事業で示された単価を踏まえて設定しています。この度の支援は、令和7年度12月補正予算の要求時点から、基準とする単価の改定があったことに伴い、12月補正予算の高騰分単価からの差額分を追加支援するものです。

高騰分 単価	2月補正 要求時点 単価	12月補正 要求時点 単価	差額 (追加支援)
軽油	20.50円/ℓ	8.35円/ℓ	<u>12.15円/ℓ</u>
重油	23.04円/ℓ	7.60円/ℓ	<u>15.44円/ℓ</u>
電気	2.29円/kwh	0.45円/kwh	<u>1.84円/kwh</u>

参考②

今回の追加支援は、高騰分単価が改定されたことに伴う支援のため、令和7年度12月補正予算で実施した

- 三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金（デジタル化等）（安定的な運行）
- 三重県交通事業者利用促進対策費用補助金（利用促進の取組にかかる費用への支援）
- 三重県タクシー事業者運行継続支援金（タクシーの運行継続への支援）

については、追加支援の対象外となります。